

成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。

成年後見制度は、大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

さらに**法定後見制度**は、「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの類型に分類され、判断能力の程度に応じて、またご本人の事情を把握した上で**家庭裁判所**が決定します。

法定後見制度においては、**家庭裁判所**によって選ばれた**成年後見人**など(成年後見人・保佐人・補助人)が、**ご本人の利益を考えた**ら、その代理として契約などの法律行為を行い、**ご本人を支援する**制度です。

対象となる方の判断能力の状態

後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
保佐	判断能力が著しく不十分な方
補助	判断能力が不十分な方



成年後見制度のながれ(法定後見の場合)

